企業・事業所・商店街組合等のみなさんへ

手話研修会を開催してみませんか？

手話で楽しくコミュニケーションしてみませんか？

平成 26 年４月１日に「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」が施行されました。
市では、条例に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及を図るために、市内の企業・事業所・産業団体等で開催する『手話』に関する研修会に講師を派遣しています。

★講師を派遣します！

松阪市が委託をしている松阪市ろうあ福祉協会から講師を派遣します。

★講師費用は無料です！

手話研修会の開催にかかる講師費用は、松阪市が負担します。

研修内容

あいさつなどの基本的な手話や、コミュニケーション方法についてなど

対 象 者

- 松阪市内の企業・事業所・商店街組合など産業団体
- 手話研修１回につき、原則５人以上

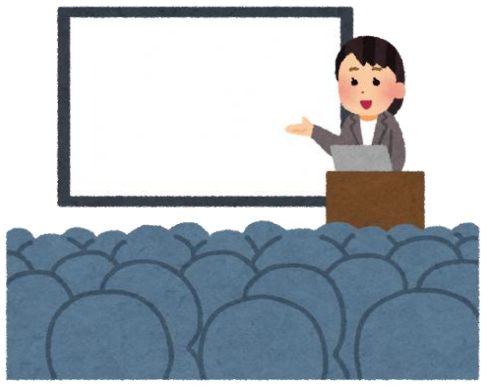

開催時間

原則として 90 分以上（質疑応答も含む）

まずはお気軽にご相談等、お問い合わせください。

◆お申し込み・お問い合わせ先◆

〒515-8515　松阪市殿町 1340 番地１
松阪市役所　障がい福祉課　TEL：53-4059　　FAX：26-9113
メールアドレス：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

※裏面もご覧ください。

手話研修会開催までの流れ

1 派遣依頼

- 講師派遣依頼書にご希望の日時等、必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールまたは障がい福祉課窓口までお申し込みください。
- 講師を調整する関係がありますので、出来る限り開催希望日の１か月前までにお送りください。

2 講師派遣の調整

お申し込み後、松阪市ろうあ福祉協会派遣担当者からメールなどで依頼日時・内容等を確認させていただきます。

3 講師等の決定

日時、講師等が決定しましたら「決定通知書」を郵送にてお送りします。

4 内容等の確認

手話研修会等の内容については、貴社と松阪市ろうあ福祉協会にて直接行っていただきますので、連絡先にメールアドレス等が必要になります。

5 講師の派遣

指定の時刻と場所に講師を派遣します。

開催される場合は、感染予防対策にご協力ください。

マスクを着用される場合は、口の動きが見えるよう、

透明マスクを着用していただきます。

透明マスクは松阪市がご用意します。
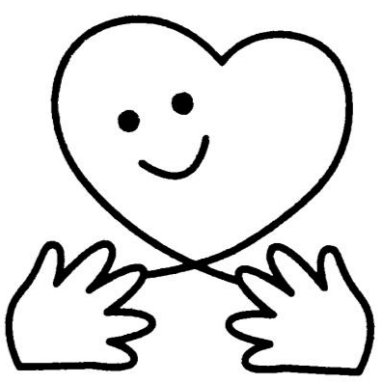
ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。